

欠員補充に係る第22期福井海区漁業調整委員会の
委員候補者推薦・応募について

福井県における海区漁業調整委員会の委員に欠員が生じたことに伴い、漁業法（昭和24年法律第267号）第139条第1項の規定に基づき、海区漁業調整委員会の委員の候補者を下記の方法により募集します。

- 1 募集人数および募集区分
漁業者代表1人
- 2 任期
任命日から令和7年3月31日まで（前任の残任期間）
- 3 身分
福井県の特別職の非常勤職員（地方公務員法第3条第3項第1号）
- 4 委員報酬
福井海区漁業調整委員等報酬および福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例により支給
- 5 職務内容
福井海区漁業調整委員会は、本県沖合海域における漁業権の免許等に係る知事からの諮問に対する答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示など法律に基づく権限を有しており、主なものは以下のとおり。
 - （1）海区漁場計画の策定、漁業権の免許、法に基づく資源管理に関する方針の策定等について、知事の諮問機関として、調査審議し、知事へ意見を述べること。
 - （2）漁業調整のために、漁業関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすること。
 - （3）入漁権の設定、変更、消滅についての裁定を行うこと。
 - （4）漁業に利用する必要性がある土地等の使用権設定等について、知事に意見を述べ、当事者間の協議が不調の時は裁定すること。
- 6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募する者の資格は、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者の中から、次に掲げる各委員の要件を満たす者。ただし、次項の欠格事項に該当する場合は、委員になることはできません。

(1) 漁業者

福井海区に沿う市町(11市町)の区域内に住所または事業場を有する漁業者または漁業従事者(1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、または漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕もしくは養殖に従事する者に限る。)

7 委員の欠格事項

(1) 年齢満18歳未満の者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第2条第2号および第3号に規定する暴力団員および暴力団員等またはこれらと密接な関係を有する者

(5) 県議会の議員

8 推薦する者の資格

(1) 福井県内に住所または事業所を有する個人、法人または団体(定款、規約等を定めている団体に限る。)

(2) 個人が推薦する場合は、3名以上が連名し、そのうち1人が代表として推薦する必要があります。

(3) 委員選任の同意を行う福井県議会またはその議員が推薦することはできません。

9 推薦または応募の手続

次の必要書類を郵送または持参により、福井県農林水産部水産課へ1部提出してください。

なお、推薦書および応募書等の様式は、福井県ホームページからダウンロードできるほか、福井県農林水産部水産課へ御請求いただければ郵送します。

(1) 推薦および応募の様式

【推薦する場合】

募集区分	推薦者	必要書類
漁業者	法人 団体	□様式第1号(その1) □様式第3号 □様式第4号(その1) □候補者の住民票※ □推薦者の定款または規約等
	個人	□様式第1号(その2) □様式第3号 □様式第4号(その1) □候補者の住民票※ □推薦者の住民票※

※ 住民票は個人番号(マイナンバー)が記載されていない3ヵ月以内に発行されたもの

※ 学識経験者、公益代表の候補者の住民票は不要です。

【応募する場合】

募集区分	必要書類
漁業者	□様式第2号(その1) □様式第3号 □様式第4号(その2) □応募者の住民票※

※ 住民票は個人番号(マイナンバー)が記載されていない3ヵ月以内に発行されたもの

(2) 受付期間

令和3年12月15日(水)から令和4年1月14日(金)まで。郵送の場合、令和4年1月14日(金)の消印有効

なお、持参の場合の受付は、平日の8時30分から17時15分まで

※ 募集人数に満たない場合などは、期間を延長することがあります。

(3) 受付方法

郵送または持参

(4) 書類の提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県農林水産部水産課

10 推薦および応募状況の公表

法令の定めにより、受付期間の中間および終了後に、福井県のホームページにおいて、提出された推薦または応募に係る書類に記載されている内容(住所、生年月日および電話番号以外)を公表しますので、あらかじめ御了承ください。

11 選任方法および結果の通知

提出された書類による審査の結果、候補者の数が募集人数を上回った場合は、福井海区漁業調整委員会委員候補者選定委員会を開催し、評価するとともに、その結果を知事に報告します。

また、書類審査の結果、候補者の数が定数と同数となった場合は、そのまま候補者として、知事に報告します。

知事は、委員候補者を決定し、議会の同意を得た上で、福井海区漁業調整委員会の委員を任命します。

なお、知事が候補者決定後、推薦者（個人推薦の場合は代表者）、被推薦者および応募者に文書によりその結果を通知します。

12 その他

(1) 推薦・応募に係る経費は、全て推薦者、被推薦者または応募者の負担となります。

(2) 提出された書類は返却しませんので御了承ください。

(3) 必要に応じて追加資料の提出や聞取り、面接を求める場合があります。

13 個人情報の取扱い

提出された書類に記載された個人情報については、福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号）に基づき適正に管理し、当該個人情報は、海区漁業調整委員会の委員の任命のために必要な場合に使用し、それ以外の目的には使用しません。

14 問い合わせ先

福井県農林水産部水産課漁業管理グループ

住所 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1（8階）

電話 0776-20-0435

Fax 0776-20-0653